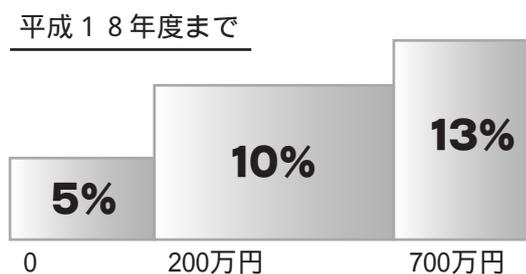


## 1. 住民税の税率が10%に統一されます。

所得税（国税）から住民税（地方税）へ3兆円規模の税源移譲が行われます。そのため、平成19年度から税率が10%（町民税6%・県民税4%）になります。

税源移譲による変更では、所得税と住民税を合わせた税負担は変わりませんが、定率減税の廃止や収入の増減等の別の要因により、実際の負担は変わります。



平成19年度から



### 変更時期

	所得税	住民税
給与所得者	平成19年1月の源泉徴収分から	平成19年6月分から
年金所得者	平成19年2月の源泉徴収分から	
事業所得者	平成20年2月～3月の確定申告から (予定納税対象者は平成19年7月から)	

## 2. 定率減税が廃止されます。

平成11年度から実施されていた、住民税所得割の「定率による税額控除」（定率減税）が廃止されます。平成18年度は所得割の7.5%（2万円が限度）を減税していましたが、平成19年度から廃止されます。

## 3. 老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が平成18年度から廃止されています。

ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人については、平成19年度まで所得割額及び均等割額の一部を減額する経過措置がとられています。

平成17年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度
合計所得金額 125万円以下の人	非課税	税額の2/3を減額	税額の1/3を減額	全額課税
		税額の1/3を課税	税額の2/3を課税	

【問い合わせ先】 税務課 町民税係 ☎ 53-1111（内線2111）